

視覚障がい者向け日常生活用具

種目	対象者	内容	耐用年数	基準単価
情報・通信支援用具	視覚障がい2級以上	情報機器を使用する際に必要な周辺機器やソフト等	3年	100,000円
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい2級以上	障がい者が容易に使用できるもの	10年	7,000円
盲人用体温計 (音声式)	視覚障がい2級以上の障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	5年	9,000円
盲人用体重計	視覚障がい2級以上の障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	障がい者が容易に使用できるもの	5年	18,000円
盲人用時計	視覚障がい2級以上の障がい者（音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者のみ）	障がい者が容易に使用できるもの	10年	解読 10,300円 音声 13,300円
点字タイプライター	視覚障がい2級以上（原則として就学若しくは就労しているか、又は就労が見込まれる者）	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	5年	63,100円
点字器	視覚障がい者		標準型 7年 携帯用 5年	標準型 10,400円 携帯用 7,200円
点字図書	主に点字により情報を入手している視覚障がい者	月刊誌や雑誌を除く点字図書		点字図書 相当額
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上	1 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による	6年	録音再生 85,000円 再生のみ 35,000円

		録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの 2 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの		
視覚障がい者用活字文書等読上げ装置	視覚障がい2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報や暗号化した音声情報等及び、光の反射による波長分析により色彩を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	6年	99,800円
視覚障がい者用読書支援機器	視覚障がい者又は障がい児で、本装置により文字等を読むことが可能になる者	1 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの 2 画像認識装置・音声出力装置により	8年	198,000円

		文字等をモニターに映し出し、又は音声に出力できるもの (暗所視支援眼鏡を含む)		
電磁調理器	視覚障がい2級以上の障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	障がい者が容易に使用できるもの	6年	41,000円
視覚障がい者用ワードプロセッサ	視覚障がい者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもので、共同利用されるもの	原則1回限り	1,030,000円
点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上)であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円

聴覚障がい者向け日常生活用具

種目	対象者	内容	耐用年数	基準単価
聴覚障がい者 用情報受信装 置	聴覚障がい者又は障がい児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者及び障がい児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者及び障がい児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	6年	88,900円
聴覚障がい者 用通信装置	聴覚障がい者、障がい児で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	5年	71,000円
人工内耳体外 部装置	聴覚障がいで人工内耳植込術を受け、現在装着している装置が5年以上経過している障がい者又は障がい児	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもので、医療保険の対象とならないもの。ただし、本人の故意による破損を理由とする場合を除く	5年	片耳装用 200,000円 両耳装用 400,000円

肢体不自由・平衡機能障がい者向け日常生活用具

種目	対象者	内容	耐用年数	基準単価
情報・通信支援用具	上肢障がい２級以上	情報機器を使用する際に必要な周辺機器やソフト等	３年	100,000円
携帯用会話補助装置	肢体不自由者であつて、発声・言語に著しい障がいを有する者	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	５年	98,800円
特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	８年	154,000円
特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい１級で常時介護を要する者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者、障がい児又は介助者が容易に使用できるもの	５年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障がい２級以上で入浴に介助を要する者	障がい者又は障がい児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	５年	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹機能障がい２級以上で下着交換等に介助を要する者	介助者が障がい者又は障がい児の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	５年	15,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい２級以上	介助者が障がい者又は障がい児を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	４年	159,000円
訓練椅子	下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい児	原則として附属のテーブルをつけるものとする	５年	33,100円

		る。		
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもの	8年	159,200円
入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がいを有し、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者、障がい児又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上	手すりをつけることができ、障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円 手すり 5,400円
T字状・棒状のつえ（一本杖のみ）	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいを有し、家庭内の移動等において介助を要する者	十分な強度を有するT字状・棒状のもの	3年	4,200円
移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいを有し、家庭内の移動等において介助を要する者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者及び障がい児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等ができるもの ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円

特殊マット	1 下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を要する障がい者	床ずれの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
	2 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の障がい児	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの		
頭部保護帽	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいを有する者	転倒の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの	3年	12,160円
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する者で、障がい等級3級（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級）以上の者	障がい者又は障がい児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	原則1回限り	200,000円
特殊便器	上肢機能障がい2級以上で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	足踏ペダルで温水温風を出せるもので、介助者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円

音声機能・言語機能障がい者向け日常生活用具

種目	対象者	内容	耐用年数	基準単価
聴覚障がい者 用通信装置	発声・発語に著しい障 がいを有する者で、コ ミュニケーション、緊 急連絡等の手段として 必要と認められる者	一般の電話に接続す ることができ、音声 の代わりに、文字等 により通信が可能な 機器であり、障がい 者又は障がい児が容 易に使用できるもの	5年	71,000円
携帯用会話補 助装置	音声言語機能障がいで あって、発声・言語に 著しい障がいを有する 者	携帯式でことばを音 声又は文章に変換す る機能を有し、障が い者が容易に使用し 得るもの	5年	98,800円
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴ ム等の膜を振動さ せ、ビニール等の管 を通じて音源を口こ う内に導き構音化す るもの 電動式 顎下部等に 充てた電動板を駆動 させ経皮的に音源を 口こう内に導き構音 化するもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,000円 電動式 70,100円
人工鼻	喉頭摘出者	気管孔に常時取り付 けることで、鼻の機 能を確保し得るもの	1回の申 請で最高 6か月分	24,200円

じん臓機能障がい者向け日常生活用具

種目	対象者	内容	耐用年数	基準単価
透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円

呼吸器機能障がい者向け日常生活用具

種目	対象者	内容	耐用年数	基準単価
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	3年	160,000円
ネブライザー	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者及び障がい児であって必要と認められる者	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	5年	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者及び障がい児であって必要と認められる者	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	5年	56,400円
酸素ボンベ運搬車	医療保険による在宅酸素療法を行う障がい者	障がい者が容易に使用できるもの	10年	17,000円
人工呼吸器用等自家発電機・外部バッテリー	呼吸器機能障害3級以上又は心臓機能3級以上の身体障害者及び同程度の身体障害者（児）で必要と認められる者	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	6年	100,000円

ぼうこう・直腸等障がい者向け日常生活用具

種目	対象者	内容	耐用年数	基準単価
ストーマ装具 紙おむつ等 (紙おむつ、 洗腸用具、サ ラシ、ガーゼ 等衛生用品)	ストーマ造設者高度の 排便機能障がい者、脳 原性運動機能障がいか つ意思表示困難者	蓄便袋 低刺激性の 粘着剤を使用した密 封型又は下部開放型 の収納袋とする。ラ テックス製又はプラ スチックフィルム製 蓄尿袋 低刺激性の 粘着剤を使用した密 封型の収納袋で尿処 理用のキャップ付と する。ラテックス製 又はプラスチックフ ィルム製	一回の申 請で最高 6か月分	蓄便袋 9,116円 蓄尿袋 11,978円 紙おむつ 13,200円
収尿器	高度の排尿機能障がい 者	男性用 採尿器と蓄 尿袋で構成し、尿の 逆流防止装置をつけ るものとする。ラテ ックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型 女性用 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋 を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採 尿袋導尿ゴム管付。 採尿袋20枚を1組と する。	1年	男性用 A 7,700円 B 5,700円 女性用 A 8,500円 B 5,900円

知的障がい者向け日常生活用具

種目	対象者	内容	耐用年数	基準単価
電磁調理器	療育手帳A2以上の障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	障がい者が容易に使用できるもの	6年	41,000円
特殊マット	療育手帳A2以上の障がい児	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	5年	19,600円
頭部保護帽	療育手帳A2以上又は精神障害を有する者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの	3年	12,160円
特殊便器	療育手帳A2以上で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	足踏ペダルで温水温風を出せるもので、介助者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円

その他日常生活用具

種目	対象者	内容	耐用年数	基準単価
火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8年	15,500円
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で、自動的に消火液を噴射し初期火災を消火できるもの	8年	28,700円
座位保持用椅子 立位保持用机 移動介助用椅子（室内用） 移動介助用椅子（戸外用） 腰掛便器 洋式便器 排便補助器 簡易収尿器 頭部保持器 走行器 浴槽（移動用） 食器固定装置 特殊食器（皿、保温食器、スプーン等） 介助用被服類 簡易訓練用具類 簡易自助用具類	重度心身障がい者及び 重度心身障がい児			1人年間 30,000円以内 座位保持用椅子のみ 45,000円以内

幼児用補聴器 (両耳装用)	3歳未満の難聴のある者。ただし、聴覚に障がいがあることが確認できる書類を添付する。			
------------------	---	--	--	--

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。

2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。